

明 細 書

発明の名称：ウィッグ用ベース

技術分野

[0001] 本発明は、擬毛（人工毛または人毛）を植設してウィッグを構成するウィッグ用ベースに関する。さらに詳しくは、着用者の頭部に残存する自毛の上に載せるように着用するウィッグを構成するウィッグ用ベースに関する。

背景技術

[0002] もともとカツラは、禿げた頭部を隠すために使用されてきた。そのようなカツラにおいて、生え際を自然に見せるため、従来から種々の工夫が提案されてきた。

[0003] 特許文献1は、カツラベース自体の前縁を不規則な凹凸に形成することを開示している。また、特許文献2では、カツラベースの前縁に波形の部材（ワイヤー等）を支承体で固定することが開示されている。

これらはいずれも、着用者の前頭部が禿げていて自毛が全く残っていない場合、あるいは僅かしか残っていない場合に、カツラによる生え際を自然に見せるために工夫されたものである。

先行技術文献

特許文献

[0004] 特許文献1：特許第5005918号

特許文献2：特開昭61-231204号明細書

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0005] 一方、上記のような元来のカツラとは別に、近年女性を中心として、自毛のボリューム不足を補ったり、染毛によるダメージ軽減のため染毛回数を減らす目的で、カツラが使用されることが多くなってきた。このようなカツラは、ウィッグと呼ばれることも多い。

このようなウィッグは、必ずしもカツラが必要とまでは言えない程度に残

存している自毛の上に載せるように装着するという点において、禿部をカバーする元来のカツラとは事情が異なる。

[0006] 本発明の課題は、上記のように残存した自毛の上に装着するウィッグ用ベースに関して、ベース端縁に植設された擬毛と、頭部に残存する自毛との境界部を自然に見せることである。

課題を解決するための手段

[0007] 本発明により、以下の特徴を備えたウィッグ用ベースが提供される。本発明のウィッグ用ベースは、擬毛を植設することでウィッグが構成されるものであって、「着用者の頭部に装着されるベース本体」と「ベース本体の外縁に、当該外縁を越えて外方に突出するように配置された迷彩ネット」と「迷彩ネットの上に配置された線状部材固定用シート」と「線状部材固定用シートの上に、波状に蛇行して一部が迷彩ネットを超えて外方に突出するように配置された、保形性を有する線状部材」と「線状部材の上方でベース本体の外縁に配置された補強層」とを備える。「ベース本体」、「迷彩ネット」および「線状部材固定用シート」の厚みによって、ベース本体の下面から線状部材の下面までに一定の距離（ h ）が確保される。

上記「保形性」とは、外力が作用して変形した場合に、変形後の形状をある程度維持することができる性質をいう。

発明の効果

[0008] 上記構成を備えた本発明のウィッグ用ベースによれば、上記距離（ h ）のスペースが存在するが故に、次のような効果を得ることができる。すなわち、ウィッグ用ベースの端縁真下に存在する自毛が、その根本において一定の立ち上がりを確保することができ、その結果、ウィッグ用ベースの端縁領域が立ち上がった自毛によって外方から有効に遮られ、自然な外観を確保することができる。

図面の簡単な説明

[0009] [図1]本発明の一実施形態に係るウィッグ用ベースの概略平面図。

[図2]図1のウィッグ用ベースの積層構造を模式的に説明する分解図。

[図3]図1中の3-3線断面について、その前頭部側領域を示す拡大断面図。

[図4]ベース本体10に対する線状部材40の相対的配置および寸法の一例を示す模式図。

[図5]本発明のウィッグ用ベースのバリエーション例を示す図。

[図6]本発明のウィッグ用ベースのバリエーション例を示す図。

発明を実施するための形態

[0010] 本発明の実施形態を、添付の図面を参照して以下に説明する。図1は、本発明の一実施形態に係るウィッグ用ベース1を上方から見た概略平面図である。このウィッグ用ベース1に対して、人工毛または人毛からなる擬毛が植設され、ウィッグ（図示せず）が構成される。

[0011] 図2は、図1のウィッグ用ベース1の積層構造を模式的に示す分解図である。図ではベース本体10その他の構成要素を平坦に描いているが、これは図示を簡単にするためであって、実際には、着用者の頭部に合う湾曲形状とされる。詳細は以下に説明するが、ベース本体10の外縁に迷彩ネット20が配置され、その上に線状部材固定用シート30を介して線状部材40が配置され、一番上に、補強層50が配置される。

[0012] 《ベース本体10》

ベース本体10は、ウィッグ用ベース1の土台となるもので、着用者の頭部に合う湾曲形状とされる。ベース本体10は、図示した例では、その全体がネット素材で構成されているが、合成樹脂シート、あるいはネット素材と合成樹脂シートを併用したもの等を使用してもよい。ネット素材は、軽量で通気性に優れているという利点がある。

[0013] 《迷彩ネット20》

図3(a)に拡大して示したように、迷彩ネット20は、ベース本体10の外縁に、当該外縁を越えて外方に突出するように配置される。その突出量(g)は、例えば1~2mmとする。

迷彩ネット20がベース本体10の外縁を越えて突出することにより、ベース本体10の端縁が外部から視認されることを有効に防止できる。このよ

うな目的を考慮すれば、迷彩ネット20は、ベース本体10の全周に渡って設けることが好ましいが、場合によっては外周縁の一部領域だけに迷彩ネット20を設ける構成でもよい。

ネットの網目形状については特に限定されるものではないが、迷彩効果の高い略六角形形状の網目が好ましい。また、図示した実施形態においては、迷彩ネット20は断面コ字状に折り畳んだ2層構成としているが、折畳みのない単層構成であってもよい。

[0014] 《線状部材固定用シート30、線状部材40》

迷彩ネット20の上には、線状部材固定用シート30を介して、保形性を有する線状部材40が配置される。本発明においていう「保形性」とは、外力が作用して変形した場合に、変形後の形状をある程度維持することができる性質をいう。金属、合成樹脂等からなる線材でもそのような性質を実現できるが、特許第3582854号（特許権者：三井化学工業）に開示された塑性変形性ポリエチレン材料から構成した直径0.7～0.9mm程度の線材を使用することが好ましい。

[0015] まず、迷彩ネット20の上に線状部材固定用シート30が配置され、その上に線状部材40が配置される。線状部材固定用シート30は、ベース本体10に対する線状部材40の位置決めを容易にするとともに、後述する隙間「h」を確保するために配置される（図3b参照）。また、線状部材固定用シート30が存在することにより、線状部材40は、より安定して固定される。

例えば、ベース本体10が網目の大きなネット素材で構成される場合に、それよりも小さな網目のネット素材からなるシート30を介在させることによって、線状部材40の縫着作業が容易になるとともに、より安定して固定される。線状部材固定用シート30は、必ずしもネット素材である必要はなく、網目の無いシート材（布、合成樹脂、その他）であってもよい。ネット素材は、軽量で通気性に優れているという利点がある。

[0016] 図示した例では、線状部材40は、ウィッグ用ベース1上の着用者前頭部

に対応する領域にのみ配置されている。しかし、本発明において、線状部材 40 の配置位置は、特定の領域に限定されるものではなく、適宜設定することが可能である。そして、線状部材固定用シート 30 は、少なくとも線状部材 40 が配置される領域に存在していればよい。

[0017] 図 4 は、線状部材 40 の配置および寸法について、その一例を示している。線状部材 40 は、波状に蛇行していて、一部（すなわち、間隔をおいた複数の山状部分）がベース本体 10 の前端縁、および迷彩ネット 20 の前端縁を超えて外方に突出するように配置されている。

図 4 の例では、「背の低い山」と「背の高い山」が繰り返し交互に現れる配置としている。蛇行する線状部材 40 の折返しピッチ（a）は 5 mm である。また、ベース本体 10 の端縁からの突出量は、「背の低い山」の突出量（b）が 3 mm で、「背の高い山」の突出量（c）が 5 mm である。また、線状部材 40 は、ベース本体 10 の端縁から 10 mm の距離（d）だけ内方へ進入して保持されている（具体的な保持態様は後述する）。

以上はあくまでも一例であって、各寸法や、山の数および高さのバリエーションは適宜選択することが可能である。

[0018] 図 3（b）に示したように、ベース本体 10 上に、迷彩ネット 20 および固定用シート 30 を介して、その上に線状部材 40 が配置されているので、ベース本体 10 の下面から線状部材（40）の下面までに一定の距離（h）を確保することができる。これによる効果を図 3（c）を参照して説明する。

[0019] 《距離 h による効果》

図 3（c）では、ウィッグ用ベース 1 と着用者の頭皮に残存する自毛を併せて模式的に描いている（図示を簡略化するため、頭皮も平坦に描き、自毛は部分的に描いている）。

上記距離（h）のスペースが存在することで、ウィッグ用ベース端縁真下に存在する自毛（X）は、その根本において一定の立ち上がりを確保することができる。その結果、ベース端縁領域（Y）が自毛（X）によって外方か

ら有効に遮られて、自然な外観を確保することができる。図ではウイッグ用ベースに植設される擬毛を描いていないが、当該擬毛と立ち上がった自毛とが混ざって自然な外観を呈することができる。

仮に、上記距離(h)のスペースが存在しない場合には、ウイッグ用ベース端縁真下において自毛が立ち上がらないが故に、ウイッグ用ベース端縁を自毛で外方から有効に遮ることができず、不自然な境界が露出してしまう。なお、距離(h)については、一定の数値範囲内(0.80~1.00m程度)にあることが好ましい。(h)が小さ過ぎると自毛が倒れて有効な立ち上がり効果が得られず、一方、(h)が大き過ぎるとベースと自毛の境界が目立って不自然になるからである。

なお、図面上では、説明を分かりやすくするため、各部の寸法は上記実際の寸法よりも大きく描いている。

[0020] 《補強層50》

線状部材40の上方には、補強層50が配置される(図2参照)。補強層50は、線状部材40を上方から固定するとともに、線状部材40を含めたウイッグ用ベース全体の周囲を補強する目的で配置される。ただし場合によっては、補強層50は、ウイッグ用ベースの全周ではなく、一部の領域にのみ設けてもよい。補強層50の材質は、上記目的を達成できるものであれば、特に限定されるものではない。下に例示する製造手順では、ベース本体10と同じネット素材を補強層50として使用しているが、その場合には、製造工程の簡略化およびコスト低減というメリットが得られる。

[0021] 《製作手順の一例》

ウイッグ用ベース1の製造手順の一例を以下に説明する。

(1) 着用者の頭部を形取った頭部石膏型に、ベース本体10を構成するネット材料を2枚重ねて張り付け、周辺をスラールで固定する(固定される箇所は、最終的にはベース本体を構成しない外周部であって、後に切除される)。

この状態で、頭部石膏型を熱風乾燥機に入れて加熱し、ネット材料を着用者の頭部形状にフィットする形状とする。

2枚のネット材料のうちの1枚のみを取り外して、1枚だけが頭部石膏型上に固定された状態とする（取り外した1枚は、後述するように、補強層50として使用する）。

（2）頭部石膏型には、予め、最終的なベース本体10の形状に対応する外形ラインが記入されている。頭部石膏型上のネット材料に対して、この外形ラインに沿って迷彩ネット20を仮止めする（仮止めは、超音波、まち針、その他適宜の手段をもって行う）。

このネット材料を頭部石膏型から取り外し、迷彩ネット20を縫着により本止めする。このとき、図3（a）に示したように、ベース本体10の端縁から距離（g）だけ、迷彩ネット20が突出するようにしておく。

（3）迷彩ネット20を本止めした後、その上に、線状部材固定用シート30を配置して縫着により固定する。シート30は、ベース本体10の端縁を越えて突出することのないように配置する。これは、突出した迷彩ネット20が隠れないようにして、その迷彩効果を確保するためである。そして、固定用シート30の上に、線状部材40を図4に示したように配置して、縫着により固定する。

既に説明したように、固定用シート30は、これを配置することで線状部材40の固定を行い易くする意味合いがある。例えば、ベース本体10が網目の大きなネット素材で構成される場合に、それよりも小さな網目のネット素材からなるシート30を介在させることによって、線状部材40の縫着作業が容易になる。さらに、固定用シート30を介在させることによって、前述の距離（h）を確保することができる。

（4）上記（1）で取り外しておいた片方のネット材料を、線状部材40の上方から被せて、全体を頭部石膏型にステーブルで固定し仮止めした後、縫着固定する。縫着固定の後、当該ネット材料の中央領域だけ（後述する縫着位置IIの内周側だけ）を切除して、ウィッグ用ベース全周に渡る環状の補強

層 5 0 とする。すなわち、この例では、ベース本体 1 0 および補強層 5 0 を同じネット材料で構成することによって、製造工程およびコストの低減を図っている。

(5) 以上の説明では、「ベース本体 1 0 上」に、「迷彩ネット 2 0」、「線状部材固定用シート 3 0」、「線状部材 4 0」、「補強層 5 0」を縫着により固定しているが、その縫着位置は、図 3 (a) に示した縫着位置 I、II の 2 箇所において、ベース全周に渡って（あるいは部分的に）行うことが好ましい。上の例では各要素を個々に別々に縫着しているが、すべてを重ねた後で一度に縫着してもよい。

[0022] 以上で、ウィッグ用ベース 1 が完成する。ウィッグ用ベース 1 に対して、人工毛または人毛からなる擬毛を植設してウィッグ（図示せず）を構成する。擬毛の具体的な植設方法としては、一般的に知られた態様を適宜採用すればよい。例えば、線状部材 4 0 に対する擬毛の植設は、特開平 2 0 1 2 - 0 8 2 5 6 6 号に開示されたものと同様に、幹となる主擬毛 4 2 を設け、この主擬毛 4 2 に対してさらに枝分かれするように副擬毛 4 3 を植設すると、より豊富な毛量を実現できる（図 4）。なお、図 4 では、1 本の主擬毛および 2 本の副擬毛のみを代表して描いている。

[0023] 《バリエーションの例示》

本発明において、ウィッグ用ベース 1 の具体的なサイズや、突出する線状部材 4 0 の山の態様は特定のものに限定されることはなく、種々のバリエーションを提供することができる。

図 5 は、そのようなバリエーションのうちの 1 つについて（バリエーション B）、平面図および斜視図を示している。図 5 に示したバリエーション B は、その最大幅 L が約 1 2 c m、山の数 9 個である。また、これを含めて全 5 つのバリエーション A ~ E を図 6 に示している。図示した以外にも多様なバリエーションが可能である。

符号の説明

[0024] 1 ウィッグ用ベース

- 1 0 ベース本体
- 2 0 迷彩ネット
- 3 0 線状部材固定用シート
- 4 0 線状部材
- 4 2 主擬毛
- 4 3 副擬毛
- 5 0 補強層

請求の範囲

- [請求項1] 擬毛を植設することでウィッグが構成されるウィッグ用ベースであって、
- 着用者の頭部に装着されるベース本体（１０）と、
- ベース本体（１０）の外縁に、当該外縁を越えて外方に突出するように配置された迷彩ネット（２０）と、
- 迷彩ネット（２０）の上に配置された線状部材固定用シート（３０）と、
- 線状部材固定用シート（３０）の上に、波状に蛇行して一部が迷彩ネット（２０）を超えて外方に突出するように配置された、保形性を有する線状部材（４０）と、
- 線状部材（４０）の上方でベース本体（１０）の外縁に配置された補強層（５０）と、を備えており、
- ベース本体（１０）、迷彩ネット（２０）および線状部材固定用シート（３０）の厚みによって、ベース本体（１０）の下面から線状部材（４０）の下面までに一定の距離（ h ）を確保したことを特徴とする、ウィッグ用ベース。
- [請求項2] 上記ベース本体（１０）および線状部材固定用シート（３０）の全体がネット素材で構成されていて、
- ベース本体（１０）の網目よりも、線状部材固定用シート（３０）の網目が細かい、請求項１記載のウィッグ用ベース。
- [請求項3] 上記ベース本体（１０）および補強層（５０）が同じネット素材で構成されている、請求項１または２記載のウィッグ用ベース。
- [請求項4] 上記線状部材（４０）は、ベース本体（１０）上で、着用者の前頭部側に対応する領域に配置されている、請求項１～３のいずれか１つに記載のウィッグ用ベース。
- [請求項5] 請求項１～４のいずれか１つに記載のウィッグ用ベースに人工毛または人毛からなる擬毛を植設して構成された、ウィッグ。